自動車による営業(飲食店営業)に係る確認票

今回.	、営業許可申請した自動車(屋号:)について、
大阪府	内及び和歌山県内での営業許可の取得状況は、次のとおりです。	_
	大阪府内及び和歌山県内のいずれの自治体の営業許可も取得していない。	
	令和7年6月1日以降 に許可された営業許可証を現在取得している。	
	(営業許可を取得した自治体名:)
	令和3年6月1日から令和7年5月31日まで に許可された営業許可証を現在日	取得している。
	(営業許可を取得した自治体名:)
	令和3年5月31日以前に許可された営業許可証を現在取得している。	
	(営業許可を取得した自治体名:)
《確認	事項》	
<u>通基</u> 和歌 □ 該当	業者は、 <u>令和7年6月1日以降</u> に大阪府及び和歌山県内のいずれかの自治体で <u>関準の適用を受けて</u> 取得した営業許可(今回取得する本営業許可を含む。)により <u>は山県全域で営業を行うことができます。</u> 令和7年5月31日以前に取得した許可を1回更新する場合に限り、関西広域連 <u>適用しない</u> 許可を取得することもできますが、その場合は、営業可能な地域は <u>み</u> となります。以下③~⑥も、対象は大阪府全域のみとなります。	、 <u>大阪府及び</u> 合共通基準を
② 本営業許可に係る更新申請、申請事項の変更、廃業等の手続きについては、本市以外で行うことができません。		
③ 本営業許可に係る情報(変更等が生じた場合も含む。)は、営業地を管轄する自治体から照会があれば必要な範囲内で提供します。		
④ 大阪府内及び和歌山県内で営業を行う際、営業許可証を携行し、見やすい場所に掲示してください。		
⑤ 大阪府内及び和歌山県内で営業を行う際、 <u>営業地を管轄する自治体</u> や <u>許可自治体等</u> が指導を行います。		
⑥ 営業者は、食品衛生法の違反(食中毒の発生等)により、本市から営業停止等の行政処分を受けた場合、その営業停止等の期間中、大阪府及び和歌山県全域で営業を行うことができません。		
 ⑦ 本営業許可は、衛生上の施設基準に適合していることを認めているだけのものであり、道路や公園など、公共の土地に施設を設置し営業することまでを認めているものではありません。よって、本営業許可を取得していても、営業場所や営業形態などから他法令に抵触することにより、実際には営業できない場合があります。 □ 上記①から⑦までの説明を受け、内容を理解した上で、申請を行います。 年 月 日 営業者氏名: 		